

公益財団法人フォーリン・プレスセンター 賛助会員規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人フォーリン・プレスセンター（以下「当センター」という。）の定款第 38 条の規定に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第 2 条 当センターの活動趣旨に賛同し、支援する法人、団体、自治体並びに個人は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

(入会手続)

第 3 条 賛助会員として入会を希望する場合、当センター所定の入会申込書を提出するとともに、会費を納入する。

(会費)

第 4 条 賛助会費は、年額一口 20 万円とする。

(会費の使途)

第 5 条 第 4 条の会費は、毎事業年度における合計額の 50%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、その余を管理費に充てる。

(特典)

第 6 条 賛助会員は、以下の特典を有する。

- (1) 賛助会員は、当センターの招待により、当センターが主催する外国プレスとの懇談会等に参加できる。
- (2) 賛助会員は、当センターの招待により、当センターが主催する外国メディア対象の記者会見及びブリーフィングにオブザーバーとして参加できる。

- (3) 賛助会員が作成した海外向けパンフレット等の資料は、当センター内の賛助会員コーナーにおいて展示され、外国プレスからの要望に応じて提供される。
- (4) 当センターは、必要に応じ賛助会員職員を短期間当センターで受け入れ、海外メディアへの対応についての実地研修を行う。
- (5) 賛助会員は、当センターの在日外国プレス及び在日外国大使館向けプレス・リリース配信サービスを割引料金で利用できる。(営利性の高いものや政治、宗教活動など配信の目的によっては使用を断る場合もある。)
- (6) 賛助会員は、当センター記者会見室を割引料金で利用することができる。(営利性の高いものや政治、宗教活動など会合の目的によっては使用を断る場合もある。)
- (7) 当センターは、賛助会員のウェブサイトへのリンクを、当センターのホームページに掲載する。
- (8) 当センターの活動報告を、定期的に賛助会員へ送付する。
- (9) 賛助会員は、その他海外への情報発信等に資する情報提供を受けることができる。

(退会等)

第 7 条 賛助会員は、退会を希望する場合、遅滞無くその旨を当センター理事長宛に書面で届け出る。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(休会)

第 8 条 当センターは、賛助会員が下記各号の事由に該当するときは、休会扱いとすることができる。

- (1) 当センターに説明なく会費を半年以上滞納し、かつその後も納入時期が未定
のとき
- (2) 退会を希望し、今後復会の見込みが未定のとき

2 休会の期間は、原則として 1 年間とする。ただし、理事長は、休会期間の延長を認めることができる。

3 休会中は、第6条の特典のうち(8)を除き停止される。

(改正)

第9条 この規程は、理事会の同意を得て理事長が改定することができる。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

1 本規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。